



島根県報

令和5年2月17日（金）

号外第14号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第107号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島 1690番4地先から同地先まで	前	メートル 11.29～ 11.40	メートル 13.23	災害復旧工事 拡幅
			後	19.14～ 20.75	13.23	
〃	〃	飯石郡飯南町下来島 3372番4地先から同地先まで	前	6.10～ 7.04	28.90	災害復旧工事 拡幅
			後	9.61～ 19.45	28.90	
県道	宮内掛合線	雲南市掛合町穴見729番 2地先から同地先まで	前	6.01～ 6.69	19.50	雲南県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	6.57～ 8.48	19.50	
〃	三刀屋佐田 線	雲南市三刀屋町乙加宮 1051番2地先から同地先まで	前	8.01～ 19.68	71.90	災害復旧工事 拡幅
			後	14.36～ 25.95	71.90	
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別 所2418番1地先から同地先まで	前	16.97～ 18.31	16.56	災害復旧工事 拡幅
			後	16.97～ 23.26	16.56	

島根県告示第108号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月17日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江1022番11地先から同1058番5地先まで	メートル 160.00	令和5年 2月17日	松江県土整備事務所	
〃	佐田八神線	出雲市佐田町大呂301番8地先から同2409番地先まで	58.10	令和5年 2月17日	出雲県土整備事務所	